



# 島根県報

平成17年 2月14日 (月)  
第 1,649 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

字の区域の廃止	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	4
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	4
介護保険法の規定に基づく指定介護支援事業者の指定	( " )	5
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	5
換地計画書の縦覧	(農村整備課)	7
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	7
県立万葉公園の区域の変更	(都市計画課)	8
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会 計 課)	10

### 公 告

基本測量の終了	(用地対策課)	10
---------	---------	----

## 告 示

### 島根県告示第171号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、斐川町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

### 簸川郡斐川町大字併川の小子を廃止する区域

大 字	字	地 番
併川	神立	186の6、187の2、188の2から188の4まで、189、189の3、190の2から190の4まで、191、192、194の1、194の2、195の1から195の3まで、196、197、197の2、198、200、201の1、201の2、202、203の1、203の2、204、205の1、205の2、206、207、208、208の2、209、210の1、210の2、211の1から211の4まで、212、213、214、215の1、215の2、216の1から216の3まで、217の1、217の2、218の2から218の5まで、219、219の2、220の2から220の9まで、221の1から221の6まで、222の2から222の4まで、223の1、223の2、224の1から

	<p>224の3まで、225、226の1から226の3まで、227の1から227の3まで、228の1、228の2、229の1、229の2、230の1、230の2、231の3から231の5まで、232の1、232の2、258の1、264、264の1、279、288、288の1、288の2、295、295の1、297の13、305、311、322、326の1、326の2、326の4、326の5、327、327の3、328、328の3、329、330の1から330の6まで、331の1、331の2、332の3から332の6まで、333の1から333の3まで、334、335の1から335の5まで、337、338の1、338の2、339、339の1から339の5まで、340、341、342の1、342の2、343の1、343の2、344、344の2、345の1、345の2、346の1、346の2、347の1から347の3まで、348の1、348の2、349の2から349の4まで、350の1、350の2、351の1、351の2、352の1から352の4まで、353の1、353の2、354の3、354の4、355の1から355の7まで、356の1、356の2、357の1から357の4まで、358の1から358の4まで、359の1、359の2、360の1、360の2、361の2から361の4まで、362の2から362の6まで、363の1から363の3まで、364、365の1から365の4まで、424の7、449、449の1、449の2、453、457、469、469の1、473、473の1、477の2から477の5まで、478、479、480の1から480の4まで、481の2から481の5まで、482の1、482の2、483、484、485、487、488、489、489の1、490、491、491の1、492の1から492の3まで、493、494、495の1、495の2、496、497、498、498の2、499、499の1、500、501、502、503の1から503の3まで、504、504の2、505、506、507の1、507の2、508の1から508の3まで、509、510、511、512、512の1、513、514、515の1から515の3まで、516、517、518、518の1、519の1、519の2、520、521、521の1、522の1、522の2、523、524、525、526、527の1、527の2、528、529、530、530の2、531の1から531の3まで、532、532の2、533、534の1、534の2、535、535の1、536、536の1、537、538、556の3、667の3、669、669の1、670の1から670の4まで、671の1、671の2、672、673、673の2、674、675、676、677、677の1、677の2、678、679、680、681、682、683、683の2、684の1から684の4まで、685、685の2、686、687の2から687の5まで、688の4、688の5、689、689の2、690の1から690の3まで、691の1から691の3まで、692の1から692の5まで、693、694の3、694の4、695の1、695の3から695の5まで、696、697、699、700、700の1、701、701の3、702の1、703、711、857の2、859、860、861の1から861の3まで、862の1、862の2、863、863の2、864の1から864の3まで、864の5から864の7まで、866の1から866の3まで、867、867の2、868、869の1、870の1、870の3、873の1、873の3、873の4、875、876、877、878、880の1、881、882、883、884、891の13、895の8、及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部</p>
千家	869の4、964の4、1015の6、1015の7

(ただし、上記地番は、平成16年8月31日現在のものである。)

島根県告示第172号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	平成17年 1月 1日
飯南町立志々出張診療所	飯石郡飯南町八神117 - 1	平成17年 1月 1日
飯南町立谷出張診療所	飯石郡飯南町井戸谷482 - 7	平成17年 1月 1日
飯南町立来島診療所	飯石郡飯南町野萱1826 - 2	平成17年 1月 1日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
飯南町	飯石郡飯南町下赤名890番地	飯南町訪問看護ステーション	飯石郡飯南町頓原2064番地	平成17年 1月 1日

島根県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
頓原町立頓原病院	飯石郡頓原町大字頓原村2060番地	平成16年12月31日
国民健康保険頓原町立頓原病院志々出張診療所	飯石郡頓原町大字八神117番地1	平成16年12月31日
赤来町谷出張診療所	飯石郡赤来町大字井戸谷482 - 7	平成16年12月31日
赤来町国民健康保険直営診療所	飯石郡赤来町大字野萱1826 - 2	平成16年12月31日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
頓原町	飯石郡頓原町大字頓原村2064番地	頓原町訪問看護ステーション	飯石郡頓原町大字頓原村2064番地	平成16年 12月31日

島根県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
雲南市	雲南市木次町木次10 13番地1	居宅療養管理 指導	雲南市国民健康保険 掛合診療所	雲南市掛合町掛合 1312	平成16年 11月1日
雲南市	雲南市木次町木次10 13番地1	訪問看護	雲南市国民健康保険 掛合診療所	雲南市掛合町掛合 1312	平成16年 11月1日
飯南町	飯石郡飯南町下赤名 890番地	居宅療養管理 指導	飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原 2060番地	平成17年 1月1日

島根県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
掛合町	飯石郡掛合町大字掛 合1262-1	居宅療養管理 指導	掛合町国民健康保険 直営掛合診療所	飯石郡掛合町大字掛 合1312	平成16年 10月31日
掛合町	飯石郡掛合町大字掛 合1262-1	訪問看護	掛合町国民健康保険 直営掛合診療所	飯石郡掛合町大字掛 合1312	平成16年 10月31日
頓原町	飯石郡頓原町大字頓 原村2060番地	居宅療養管理 指導	頓原町立頓原病院	飯石郡頓原町大字頓 原村2060番地	平成16年 12月31日

島根県告示第176号

介護保険法（平成9年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
全国労働者共済生活協同組 合連合会	福祉用具貸与	全労済在宅介護サービスセ ンターほほえみ	八束郡東出雲町錦新町8丁目 1番1号	平成17年 2月1日

## 島根県告示第177号

介護保険法（平成 9 年法律123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 2 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人出雲勤労者健康管理協会	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成17年 2 月 1 日

## 島根県告示第178号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成 3 年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成17年 2 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。



附 則

- 1 この告示は、平成17年 2月14日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成17年 1月24日から適用する。
- 2 平成17年 1月24日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成 2年 6月 7日付け 2農経 A第635号農林水産事務次官依命通知）第 4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条第 1項の規定に基づき、 3条資格者施行申請人代表から来原地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の 2第 1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第 4項において準用する同法第 8条第 6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成17年 2月14日から21日間
- 3 縦覧の場所  
益田市役所

島根県告示第180号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4項の規定により告示する。

平成17年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
松江市	平成15年度～16年度	29枚	1冊	西尾	平成17年 2月 3日
浜田市	平成16年度	109枚	1冊	佐野町 4	平成17年 2月 3日
益田市	平成 8年度～16年度	9枚	1冊	高津 1 - 3	平成17年 2月 3日
益田市	平成13年度～16年度	16枚	1冊	元町・赤城	平成17年 2月 3日
平田市	平成14年度～16年度	33枚	1冊	地合町の一部	平成17年 2月 3日
美郷町	平成13年度～16年度	37枚	1冊	熊見	平成17年 2月 3日
邑南町	平成13年度～16年度	30枚	1冊	馬野原 3	平成17年 2月 3日
邑南町	平成14年度～16年度	64枚	2冊	馬野原 4	平成17年 2月 3日
邑南町	平成14年度～16年度	145枚	1冊	円の板 1	平成17年 2月 3日
邑南町	平成14年度～16年度	16枚	1冊	日貫 9	平成17年 2月 3日
邑南町	平成14年度～16年度	8枚	1冊	矢上 3	平成17年 2月 3日
匹見町	平成14年度～16年度	15枚	1冊	江田 - 1	平成17年 2月 3日

匹見町	平成14年度～16年度	14枚	1冊	江田 - 2	平成17年2月3日
-----	-------------	-----	----	--------	-----------

島根県告示第181号

県立万葉公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第11条の7の規定により告示する。

平成17年2月14日

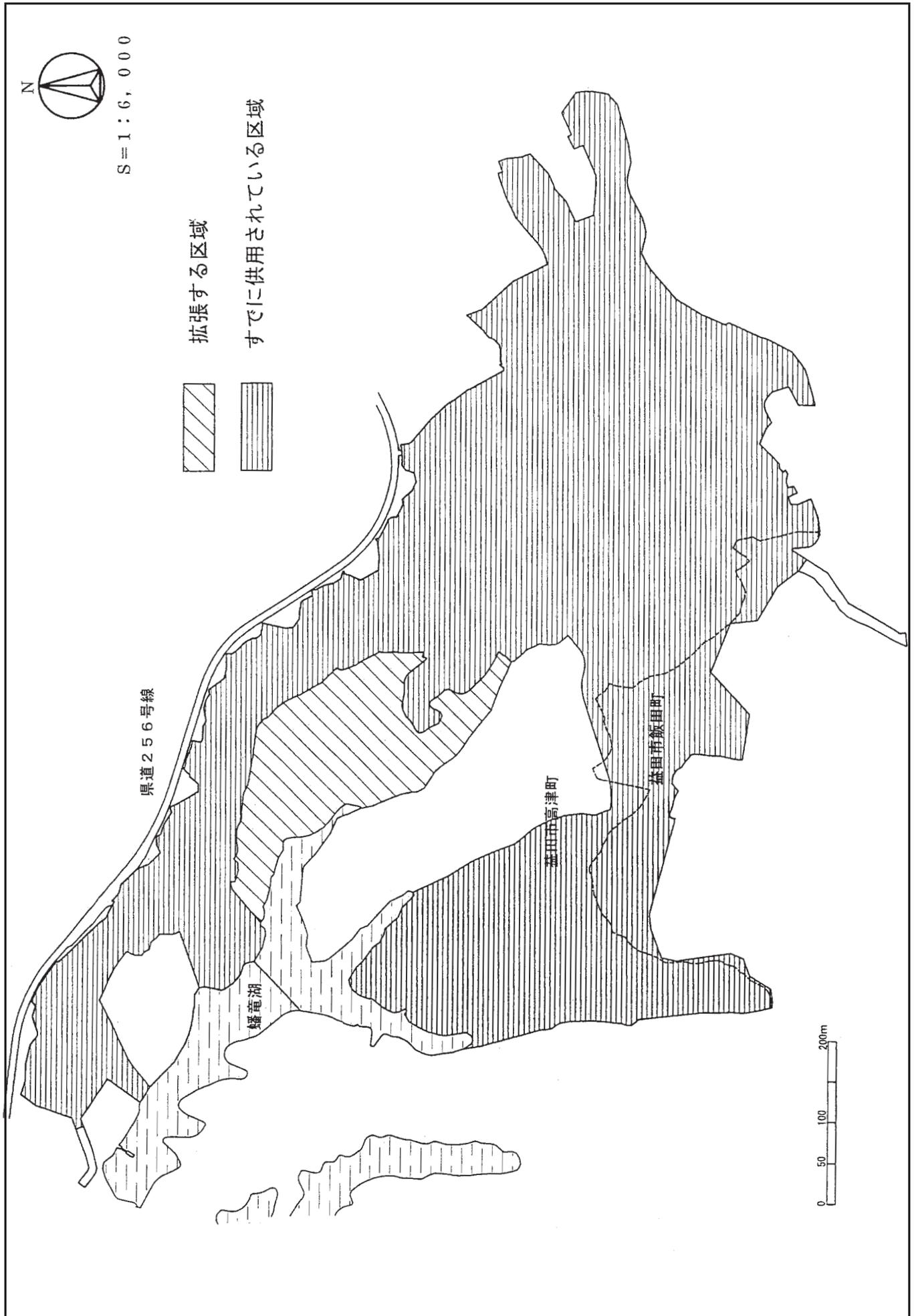
島根県知事 澄 田 信 義

1 変更する区域

次の図の斜線の部分を拡張する。

2 変更に係る区域の供用開始日

平成17年4月1日



島根県告示第182号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号イ中「及び乙立町」を「、乙立町、佐田町及び多伎町」に改め、同号中サを削り、シをサとし、スからソまでをシからセとする。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、次の基本測量は、平成16年12月28日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

2 作業期間

平成16年5月10日から平成16年12月28日まで

3 作業地域

浜田市、簸川郡斐川町、鹿足郡津和野町及び鹿足郡柿木村